

第3章 相続税の課税価格と税額

第1節 課税原因

学習のポイント

- 1 相続人と相続順位及び相続分とは、どのようなものか。
- 2 遺産の分割方法には、どのようなものがあるか。
- 3 遺贈とは、どのようなものか。

1 相続

(1) 相続の開始

相続は、自然人の死亡によって開始する（民法882（相続開始の原因））。

また、失踪宣告によっても死亡したものとみなされ、死亡と同様に相続開始の原因となる（民法31（失踪の宣告の効力））。

(2) 相続人

民法は、誰を相続人とするかを定めた**法定相続主義**を採っている。

(3) 相続順位と法定相続分

イ 相続人と相続順位

民法は、相続人として、配偶者と三つの血族関係者を定めている。そして、配偶者は、常に相続人となるが、血族関係者である相続人については、一定の順位を定めている（民法887（子及びその代襲者等の相続権））、889（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）、890（配偶者の相続権））。

- ① 第1順位 子（代襲相続人（孫、曾孫など）を含む。）
- ② 第2順位 直系尊属（父母、祖父母など）
- ③ 第3順位 兄弟姉妹（代襲相続人（おい、めい）を含む。）

したがって、相続人となる者は、次のとおりである。

- (イ) 配偶者及び子（子が相続開始以前に死亡又は相続権を失ったときは、その直系尊属たる代襲者）
- (ロ) 子がない場合には、配偶者及び直系尊属
- (ハ) 子ども直系尊属もない場合には、配偶者及び兄弟姉妹（兄弟姉妹が相続開始以前に死亡又は相続権を失ったときは、その子）
- (ニ) 他に相続人がいない場合には、配偶者のみ

ロ 相続人と法定相続分

複数の相続人が共同で相続する場合、これらの相続人を**共同相続人**といい、共同

相続人は、相続により被相続人の権利義務を各自の相続分に応じて承継する（民法896（相続の一般的効力））。

民法は、法定相続分及び代襲相続分について次のように定めている（民法900（法定相続分）、901（代襲相続人の相続分））。

(イ) 法定相続分

相続人	法定相続分	留意事項
子と配偶者	子 2分の1 配偶者 2分の1	子が数人あるときは、子の法定相続分を均分する。
直系尊属と配偶者	直系尊属 3分の1 配偶者 3分の2	直系尊属が数人あるときは、直系尊属の法定相続分を均分する。
兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹 4分の1 配偶者 4分の3	兄弟姉妹が数人あるときは、兄弟姉妹の法定相続分を均分する。 ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の2分の1とする。

(注) 非嫡出子の相続分については、嫡出子の2分の1とされていたが、平成25年9月4日付の最高裁判所の決定によって違憲と判断され、平成25年12月11日、嫡出子と同じ相続分となるよう民法が改正された。改正後の民法は、平成25年9月5日以後に開始した相続について適用する。【参考3】を参照のこと。

(ロ) 代襲相続分（代襲相続人の相続分）

代襲相続人となる直系卑属（孫、曾孫など）の相続分は、被代襲者（子、孫など）が受けるべきであった相続分と同じ（直系卑属が2人以上いるときは、その相続分を均分）とする。

また、兄弟姉妹の代襲相続人（兄弟姉妹の子）の相続分についても同様とする。

ハ 相続の承認と放棄

相続が開始すると相続人は、自らの意思に関係なく被相続人に属した財産上の一切の権利義務を承継する（民法896（相続の一般的効力））。

しかし、相続の効果を享受するかどうかの選択の自由が認められている。このことから、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純承認若しくは限定承認又は相続の放棄をしなければならないが（民法915（相続の承認又は放棄をすべき期間））、その期間内に限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認したものとみなされる（民法921（法定単純承認））。

また、一度した承認又は放棄は、その承認又は放棄の期間内であっても、原則として取り消すことはできない（民法919（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し））。

なお、相続の放棄によって、相続人の順位、法定相続分が変更になる場合がある。

【参考法令・通達番号】

相基通3-1、3-2、民法938、939

(4) 遺産分割

イ 遺産分割とは

遺産分割とは、共同相続人が相続開始後、相続財産を各共同相続人の間で分配することをいう。

遺産分割は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでもでき、また、遺産分割に当たっては、共同相続人間の合意に基づく限り法定相続分に従わない分割も有効である。

なお、分割の効果は相続開始の時に遡って生じる（民法909（遺産の分割の効力））。

ロ 遺産分割の方法

現物分割	遺産を現物のまま分割する方法で、通常多く行われる方法である。
換価分割	遺産の一部又は全部を金銭に換え、その換価代金を分割する方法である。
債務負担による分割（代償分割）	共同相続人の一人又は数人が遺産の現物を取得し、取得した者が他の相続人に対し、自己の財産を与える方法である。

（注）遺産分割の手続の方法は、①協議分割、②調停分割、③審判分割がある。

2 遺贈

遺贈とは、遺言により、被相続人の財産を相続人、相続人以外の者や法人に無償譲与することをいい、それを受ける者を受遺者という。

遺言は、民法で定める一定の形式を整えることが必要とされる要式行為である（民法960（遺言の方式））。

遺贈には、包括遺贈と特定遺贈とがある（民法964（包括遺贈及び特定遺贈））。

包括遺贈とは、例えば、遺産の全部とか2分の1とかいうように遺産の割合を示して行う遺贈をいい、受遺者は相続人と同じ権利義務を有することになる（民法990（包括受遺者の権利義務））。

特定遺贈とは、この不動産、この株式というように特定の財産を指定して行う遺贈をいう。

3 死因贈与

死因贈与とは、生前に贈与契約をし、その効力が贈与者の死亡により生ずるものをいう。死因贈与は、贈与者の死亡により効力が生ずる点で遺贈と似ているので、遺贈に関する規定に従うこととされている（民法554（死因贈与））。

ただし、遺贈は遺言という単独行為によって行われるのに対し、死因贈与は当事者間の契約によって成立するところに違いがある。

第2節 相続税額の計算手順

学習のポイント

相続税の計算の仕組みは、どうなっているか。

相続税法では、他の税目に見られない特異性があり、相続又は遺贈により財産を取得した者が納付する相続税額を計算するためには、次のように四つの段階の計算が必要である。

第1段階 (課税価格の計算)

相続又は遺贈により財産を取得した者に係る課税価格(各人の課税価格)を個々に計算し、その後、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者の相続税の課税価格の合計額を計算する。

第2段階 (相続税の総額の計算)

課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した残額(課税遺産総額)を基に相続税の総額を計算する。

第3段階 (各人の算出税額の計算)

相続税の総額を各人が取得した財産の額(割合)に応じ配分し、各人の算出税額を計算する。

第4段階 (各人の納付税額の計算)

各人の算出税額から各人に応じた各種の税額控除額を控除し、各人の納付すべき税額を計算する。

第3節 相続税の課税財産

学習のポイント

- 1 相続税は、どのような財産にかかるのか。
- 2 本来の相続財産とは、どのようなものか。
- 3 みなし相続財産とは、どのようなものか。

1 相続財産の意義

相続の開始があった場合には、相続人は、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法896(相続の一般的効力))。

財産に属する権利には、

- ① 不動産や動産の所有権や占有権などの物権

- ② 預金や貸付金、他人に何かをしてもらう権利などの債権
- ③ 著作権や特許権、商標権などの無体財産権

など法律上の根拠を有するもののほか、例えば、営業権のような法律上の根拠を有しないものも含まれ、これらが相続人に承継される。

2 本来の相続財産

(1) 本来の相続財産とは

一般には、被相続人に帰属していた財産上の権利義務のうち、相続又は遺贈により相続人又は受遺者が取得する財産をいうが、相続税法では、被相続人に帰属していた財産のうち、金銭に見積もることができる経済的価値のあるもの全てをいうこととし、積極財産だけを指している。

なお、未登記の土地建物等、被相続人名義以外の家族名義・他人名義の預貯金等であっても、実質的に被相続人に帰属する財産が相続財産に含まれるのは当然である。

(2) 本来の相続財産の具体例

土地、家屋、借地権、株式、預貯金、現金、貴金属、宝石、書画、骨とう、自動車、電話加入権、立木、金銭債権など。

【参考法令・通達番号】 相基通11の2-1

3 みなし相続財産

(1) みなし相続財産とは

法律的には被相続人から相続又は遺贈により取得したものではないが、実質的には相続又は遺贈により取得した財産と同様の経済的効果を持つものがある。

相続税法では、課税の公平を図る見地から、このような財産を相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の課税対象としており、これを「みなし相続財産」と呼んでいる。

(2) みなし相続財産の具体例

- ① 生命保険金等（相法3①一）
- ② 退職手当金等（相法3①二）
- ③ 生命保険契約に関する権利（相法3①三）
- ④ 定期金に関する権利（相法3①四）
- ⑤ 保証期間附定期金に関する権利（相法3①五）
- ⑥ 契約に基づかない定期金に関する権利（相法3①六）
- ⑦ その他遺贈により取得したものとみなされるもの（相法4、7、8、9、9の2、9の4、65①）

特別縁故者に対する相続財産の分与、低額譲受、債務免除等、その他の利益の享受、信託に関する権利等、持分の定めのない法人から受ける特別の利益の享受

- ⑧ 相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者の受贈財産（相法21の16①）
- ⑨ 農地等の贈与者が死亡した場合の農地等（措法70の5）

(3) 生命保険金等

イ みなす理由

被相続人の死亡により相続人等が受け取る保険金は、被相続人に帰属した後に相続人等が取得するのではなく、保険契約に基づき被相続人の死亡という事実の発生によって、相続人等が受け取るべきものであることから、本来の相続財産ではない。

しかし、被相続人が保険料を負担し、その死亡により相続人等が取得するものであることから、本来の相続財産と経済的実質は異なるものである。

そこで、相続税法は生命保険金等を「みなし相続財産」として、相続税を課税することとしている（相法3①一）。

ロ 相続財産とみなされる金額の計算

相続財産とみなされる保険金の金額は、被相続人がその保険料の全部を負担していた場合には、取得した保険金の全額となり、被相続人が保険料の一部を負担していた場合には、次の算式により計算した金額となる。

（被相続人が保険料の一部を負担していた場合の算式）

$$\text{取得した保険金額} \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{保険契約に基づき被相続人の死亡時までに払い込まれた保険料の総額}} = \text{相続財産とみなされる金額}$$

【設例】 生命保険金に関する計算

被相続人Aの死亡を保険事故として、相続人である受取人Cは保険金6,000万円を取得した。

なお、死亡時までに払い込まれていた保険料の総額240万円のうち被相続人Aが180万円、相続人Bが60万円を負担していた。

【答】 相続により取得したとみなされる金額は、次のとおりである。

Aから相続により取得したとみなされる金額

$$6,000\text{万円} \times \frac{180\text{万円}}{240\text{万円}} = 4,500\text{万円}$$

（注）残額の1,500万円は、BからCへの贈与とみなされ贈与税の課税関係が発生する。

ハ 保険金の課税関係（保険事故が発生している場合）

保険金は、保険契約に基づき、被保険者が死亡した場合や保険が満期となった場合に支払われ、また、保険料の負担者と保険金の受取人が異なるなどいくつかのケースが生じてくる。

保険金の契約内容等による課税関係は、次の表のとおりである。

【参考法令・通達番号】

相令1の2、相基通3-7~3-14、3-16、3-17、3-28、3-38、3-48

保険契約の種類	契約者	被保険者	保険料負担者	保険金受取人	課税関係
生命保険契約又は損害保険契約	A	A	A	B	(Aの死亡の場合) Bが相続人のときは相続、相続人以外のときは遺贈により取得したものとみなされる。 (満期の場合) BがAから贈与により取得したものとみなされる。
	A	A	C	B	Aの死亡又は満期のいずれの場合も、BがCから贈与により取得したものとみなされる。
	A	A	1/2 A 1/2 C	B	(Aの死亡の場合) Bが相続人のときは保険金の1/2を相続、相続人以外のときは遺贈により取得したものとみなされ、更に、BがCから保険金の1/2を贈与により取得したものとみなされる。 (満期の場合) BがA、Cのそれぞれから保険金の1/2ずつを贈与により取得したものとみなされる。
	A	B	A	A	Bの死亡又は満期のいずれの場合も、Aの一時所得となる。

(注) A、B及びCはいずれも個人とする。

(4) 退職手当金等

イ 相続財産とみなされる退職手当金等

被相続人の死亡により被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（弔慰金、花輪代、葬祭料等のうち実質的に退職手当金の性質を有するものが含まれる。）で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものを相続人又は相続人以外の者が取得した場合は、その退職手当金等は、相続又は遺贈により取得したものとみなされる(相法3①二)。

また、支給されるものが、金銭であるか、物又は権利であるかを問わない。

(注) 弔慰金等の取扱い

弔慰金、花輪代、葬祭料等（弔慰金等）は、本来退職手当金等とは性格が異なるものであり、かつ、遺族に対して直接支出されるものであるから、退職手当金等とはいえない。

ところで、被相続人の雇用主から支給された金品が退職手当金等に当たるかどうかは、その名目に関わらず実質により判定すべきであり、「弔慰金等」の名目で遺族に支給された金品であっても、その実質が退職手当金等に該当する場合には、相続税の課税対象とすべきである。

実態的には、特に会社役員の死亡退職のような場合、弔慰金等の名目で多額の金額が遺族に支給されるケースがみられ、かつ、上記の実質判定が極めて困難な場合が少なくない。

そこで、相続人等が支給を受けた弔慰金等のうち、実質退職手当金等に該当すると認められるものを除き、次の区分に応じ、それぞれに掲げる金額を超える部分の金額を退職手当金等として取り扱うこととしている（相基通3-20）。

- ① 被相続人の死亡が業務上の死亡である場合 普通給与の3年分
- ② 被相続人の死亡が業務上の死亡でない場合 普通給与の半年分

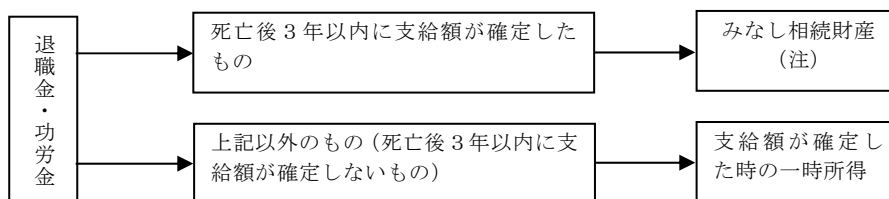
□ **みなす理由**

被相続人の死亡により被相続人に支給されるべきであった退職手当金等は、相続人又は相続人以外の者が支給者から直接に支給を受けるものであることから、本来の相続財産ではない。

しかし、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等は、被相続人が死亡したために相続人等に支給されるものであることから、本来の相続財産と経済的実質は異なるものである。

そこで、相続税法は退職手当金等を「みなし相続財産」として、相続税を課税することとしている。

【退職金・功労金のうち、相続財産とみなされる部分の範囲】



(注) 支給額の確定により新たに申告が必要となった場合は、期限後申告又は修正申告を行うこととなる。

【参考法令・通達番号】

相令1の3、相基通3-18~3-25、3-30~3-33

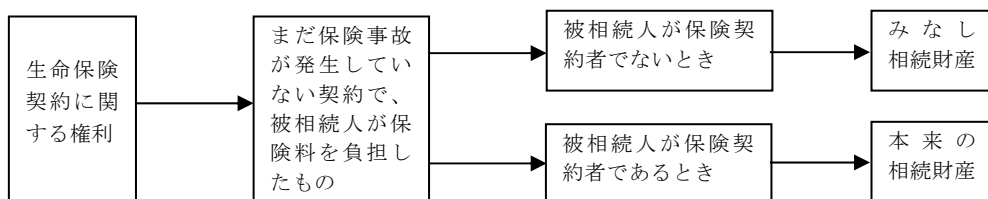
(5) **生命保険契約に関する権利**

相続開始の時までに保険事故が発生していない生命保険契約で、①被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、②被相続人以外の者が契約者である場合には、相続開始によってその契約者は、その契約に関する権利のうち、被相続人が負担した保険料の額に対応する部分を、相続又は遺贈により取得したものとみなされる（相法3①三）。

なお、被保険者でない保険契約者が死亡した場合で、保険料をその契約者が負担していたときは、その契約に関する権利は、相続人その他の人が相続又は遺贈により取得する本来の相続財産となる。

【参考法令・通達番号】

相基通3-34~3-39



(6) 定期金に関する権利

定期金に関する権利は、相続開始の時までに定期金給付事由が発生していない定期金給付契約(生命保険契約を除く。)で、①被相続人が掛金の全部又は一部を負担し、かつ、②被相続人以外の者が契約者である場合には、相続開始によってその契約者は、その契約に関する権利のうち、被相続人が負担した掛金の額に対応する部分を、相続又は遺贈により取得したものとみなされる(相法3①四)。

なお、生命保険契約を除いているのは、(5)で説明した生命保険契約に関する権利との重複適用を避けるためである。

【参考】

1 みなし相続財産

財産の種類	関係法令	規定の要旨
生命保険金、偶然な事故に基 因する死亡に伴う損害保険金	法3①一	各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。
退職手当金	法3①二	
生命保険契約に関する権利	法3①三	
定期金に関する権利	法3①四	
保証期間附定期金に関する権 利	法3①五	
契約に基づかない定期金に関 する権利	法3①六	
特別縁故者に対する相続財産 の分与	法4	与えられた時のその財産の時価に相当する金額を遺贈により取得したも のとみなす。
低額譲受	法7	(遺言により著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合)その対価 と時価との差額に相当する金額を遺贈により取得したものとみなす。
債務免除等	法8	(遺言により対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務を免 除等された場合)その免除等された債務の金額に相当する金額を遺贈によ り取得したものとみなす。
その他の利益の享受	法9	(遺言により対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受 けた場合)その時の利益の金額に相当する金額を遺贈により取得したも のとみなす。
信託に関する権利	法9の2～9の6	(遺言等により委託者以外の者が受ける信託の利益について)その利益を 受ける権利を遺贈により取得したものとみなす。
相続時精算課税適用者(相続 又は遺贈により財産を取得し なかった者)の受贈財産	法21の16①	その財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。
特別の法人から受ける利益	法65④	(持分の定めのない法人で、その施設の利用等について役員等又はこれら の者の親族等に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺 贈があった場合においては、一定の場合を除き)その法人から特別の利益 を受ける者が、その財産の贈与又は遺贈により受ける利益に相当する金額 をその財産を贈与又は遺贈した者から贈与又は遺贈により取得したも のとみなす。
贈与税の納税猶予の適用を受 けていた農地等(贈与者が死 亡した場合)	措法70の5	その農地等を相続又は遺贈により取得したものとみなす。
贈与税の納税猶予の適用を受 けていた非上場株式会社(贈与 者が死亡した場合)	措法70の7の3	その非上場株式会社等を相続又は遺贈により取得したものとみなす。

2 みなし相続財産ではないが課税価格の計算の基礎となるもの

相続時精算課税適用者(相続 又は遺贈により財産を取得し た者)の受贈財産	法21の15①	その財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課 税価格とする。
相続開始前3年以内の贈与財 産	法19④	その財産の価額を相続税の課税価格に加算したものを相続税の課税価格 とみなす。

第4節 相続税の非課税財産

学習のポイント

非課税財産とは、どのようなものか。

1 非課税財産とは

相続税法では、相続又は遺贈により取得した財産（みなし相続財産を含む。）であっても公益性や社会政策的見地あるいは国民感情の面から、相続税の課税対象から除いているものがある。

これを相続税の**非課税財産**という（相法12）。

2 非課税財産の種類

- ① 皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物（相法12①一）
- ② 墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの（相法12①二）
- ③ 一定の公益事業を行う者が取得した公益事業用財産（相法12①三）
- ④ 条例による心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権（相法12①四）
- ⑤ 相続人が取得した生命保険金等のうち一定の金額（相法12①五）
- ⑥ 相続人が取得した退職手当金等のうち一定の金額（相法12①六）
- ⑦ 相続税の申告書の提出期限までに国、地方公共団体、特定の公益法人又は認定特定非営利活動法人に贈与（寄附）した財産（措法70）

なお、香典は、被相続人に帰属しないため相続税の課税対象とはならない。

【参考法令・通達番号】

相基通12-1～12-10、措通70-1-1～70-1-14

3 相続人の取得した生命保険金等のうち一定の金額

(1) この規定の趣旨は

被相続人の死亡により相続人又は相続人以外の者が取得した生命保険金等のうち、被相続人が負担した保険料に対応する部分は、相続又は遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となるが、相続人が取得した保険金については、一定の金額が非課税とされている（相法12①五）。

この規定は、生命保険制度を通じて貯蓄増進を図る見地のほか、被相続人の死後における相続人の生活安定のための社会的見地から設けられたものである。そのため、その適用が受けられる者は、相続人（相続を放棄した者又は相続権を失った者を除く。）に限られる。

(2) 非課税とされる一定の金額とは

次の算式による金額となる。

(算式)

$$500\text{万円} \times \text{「法定相続人の数」} = \text{保険金の非課税限度額}$$

(注) 1 全ての相続人（放棄した者等を除く。）の取得した保険金の合計額が保険金の非課税限度額以下である場合には、その保険金の全額が非課税となる。

2 全ての相続人（放棄した者等を除く。）の取得した保険金の合計額が保険金の非課税限度額を超える場合には、次の算式により算出した金額が、各相続人の非課税の額となる。

(算式)

$$\text{保険金の非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が取得した保険金の合計額}}{\text{すべての相続人（放棄した者等を除く）が取得した保険金の合計額}} = \text{その相続人の非課税金額}$$

(3) 非課税限度額を算定するときの「法定相続人の数」とは

相続税法第15条第2項に規定する「相続人の数」のことをいい、民法の規定による「相続人の数」と次の点で異なっている（相法15②）。

イ 相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとする。

ロ 被相続人に養子がいる場合には、次の区分に応じて、「法定相続人の数」に算入する養子の数が次の人数に制限される。

(イ) 被相続人に実子がいる場合 1人

(ロ) 被相続人に実子がいない場合 2人

この場合、次の者は実子とみなして(イ)又は(ロ)の数を計算する（相法15③、相令3の2）。

- ① 特別養子縁組（民法817の2①）による養子となった者
- ② 配偶者の実子で被相続人の養子となった者
- ③ 配偶者の特別養子縁組による養子となった者で被相続人の養子となった者
- ④ 実子等の代襲相続人

(表) 相続人の数の確定のための相続関係者の区分表 (第1順位の相続人の場合)

相続関係者の区分				民法上の相続人	相続税法上の法定相続人		
相続権を失った者				×	×		
相続を放棄した者				×	○		
その他の者	配偶者			○	○		
	子	実子		○	○		
		養子	特別養子、連れ子である養子		○	○	
			その他の養子	1人又は2人		○	○
				上記以外		○	×

(注) 表の中の○印は該当、×印は非該当を示す。

【参考法令・通達番号】

相令3の2、相基通3-1、3-2、12-8、12-9、15-1~15-7

【参考】 相続税法において、この「法定相続人の数」(相続税法第15条第2項に規定する相続人の数)を基礎としている規定は、次のとおり。

- ① 生命保険金等の非課税限度額の計算 (相法12①五イ)
- ② 退職手当金等の非課税限度額の計算 (相法12①六イ)
- ③ 遺産に係る基礎控除額の計算 (相法15①)
- ④ 相続税の総額の計算 (相法16)

4 相続人の取得した退職手当金等のうち一定の金額

被相続人が死亡したため相続人又は相続人以外の者に対し、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等が支給された場合には、その退職手当金等は、相続又は遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となるが、生命保険金等と同様に相続人(相続を放棄した者又は相続権を失った者を除く。)に限り、取得した退職手当金等のうち一定の金額は、非課税とされている(相法12①六)。

なお、非課税となる一定の金額の計算方法及び金額は、3(2)と同様である。

第5節 相続税の課税価格の計算

学習のポイント

- 1 相続税の課税価格とは、どのようなものか。
- 2 債務控除の対象となるものとは、何か。
- 3 相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた場合の課税価格は、どのようになるか。

1 相続税の課税価格

各相続人及び受遺者の相続税の課税価格（各人の課税価格）は、次のように計算し、各人の課税価格を合計したものを「課税価格の合計額」という。

これを図示すると次のようになる。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\text{相続又は遺贈により取得した本来の財産の価額(※)}} & + & \boxed{\text{相続又は遺贈により取得したとみなされる財産の価額(※)}} & - & \boxed{\text{債務及び葬式費用の額}} & + & \boxed{\text{被相続人からの3年以内の贈与財産の価額}} & = & \boxed{\text{各人の課税価格}} \\
 \\
 \boxed{\text{各人の課税価格}} & + & \boxed{\text{各人の課税価格}} & + & \boxed{\text{各人の課税価格}} & = & \boxed{\text{課税価格の合計額}}
 \end{array}$$

(※) 非課税財産は除かれます。

(注) 相続税の納税義務者の中に、被相続人からの贈与について相続時精算課税の適用を受けた者がいるときは、その者が相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額（贈与時の価額）を課税価格に加算する（第5章「相続時精算課税制度」（58ページ）を参照）。

【参考】

代償分割が行われた場合の課税価格

代償分割とは、共同相続人又は包括受遺者のうちの一部の者が遺産の現物を取得し、他の者に対して債務（代償債務）を負担する遺産分割の手法である。

例えば、共同相続人である被相続人の子3人のうち、1人が農地を相続し、農地を相続した子が他の2人に対して金銭（代償財産）を交付する（金銭の支払債務を負担する）というような分割方法である。

代償分割が行われた場合には、代償財産の交付を受けた者及び交付をした者について、それぞれ代償財産の価額を加算、減算して相続税の課税価格を求める。

【参考法令・通達番号】

相基通11の2-9、11の2-10

2 遺産が未分割の場合の課税価格

相続税の課税価格は、遺産の総額を基に各相続人や受遺者ごとに計算することとなっていることから、相続が単独相続であれば簡単であるが、相続人が2人以上いる場合には、共同相続人のうち、誰がどの財産を相続するかということがはっきりしないと課税価格が計算できないこととなる。

一般的には、被相続人が遺言により個々の財産について、誰にいくらやると指定しておくことはまれであり、また、相続財産の中には、家屋などのように直ちに遺産分割が行われないものも少なくない。

そこで、相続税の申告書の提出期限までに遺産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には、その分割されていない財産は、民法の規定による相続分（民法900（法定相続分）、901（代襲相続人の相続分）、902（遺言による相続分の指定）、903（特別受益者の相続

分))又は包括遺贈の割合に従って、その財産を取得したものとして課税価格を計算することとされている(相法55)。

(注) 非嫡出子の相続分に係る平成25年9月4日付の最高裁判所の決定(違憲判断)に伴う相続税法の取扱いについては、【参考3】「相続税法における民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて(平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受けた対応)」(132ページ)を参照。

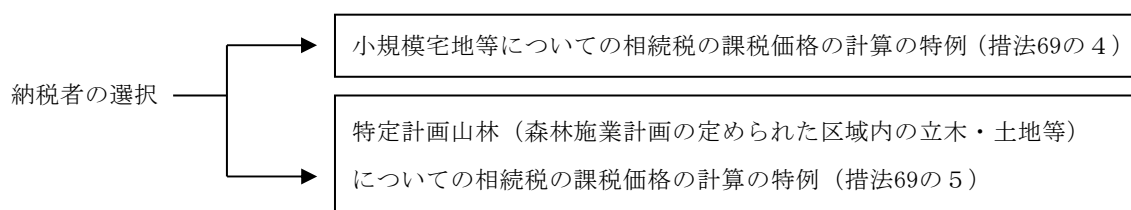
【参考法令・通達番号】

相基通11の2-2、55-1

3 課税価格の計算の特例

相続財産のうち、相続人等の生活基盤の維持に不可欠なものであることなどの理由から課税価格の計算上、次のような特例が設けられている。

これらの特例は、原則として、納税者の選択によりいずれか一つのみ適用できるが、納税者が選択した小規模宅地等の面積が限度面積に満たない場合には、その満たない面積に相当する部分を限度として特例の併用ができることとなっている(措法69の4②、69の5④、⑤)。



(1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

イ 特例の趣旨

被相続人等の居住の用又は事業の用に供されていた宅地等は、相続人等の生活基盤、社会的基盤の維持に不可欠なものであり、その処分に相当の制約を受けることを配慮して、一定の要件を満たすときに限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額するというものである。

ロ 特例の内容

相続又は遺贈によって取得した財産のうち、相続開始の直前において被相続人等(被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族をいう。)の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で、一定の建物等の敷地の用に供されているもの(特例対象宅地等)がある場合において、これらの宅地等を取得した全ての相続人等の同意により選択したもの(選択特例対象宅地等)については、限度面積までの部分に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の区分に応じた割合を減額する(措法69の4、措令40の2、措規23の2)。

第3章 相続税の課税価格と税額

相続開始の直前における 宅地等の利用区分		要件		限度 面積	減額され る割合	
被相続人等 の事業の用 に供されて いた宅地等	貸付事業以外の事 業用の宅地等	①	特定事業用宅地等に該当 する宅地等	特定事 業用等 宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地 等	②	特定同族会社事業用宅地 等に該当する宅地等 (一定の法人の事業の用に供 されていたものに限る。)		400㎡	80%
		③	貸付事業用宅地等に該当する宅地 等	200㎡	50%	
被相続人等の居住の用に供されて いた宅地等		④	特定居住用宅地等に該当する宅地 等	330㎡	80%	

(注) 1 「宅地等」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（耕作地及び採草放牧地を除く。）で、棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないものをいう。

2 「貸付事業」とは、不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業（事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うもの）をいう。

3 「貸付事業用宅地等」を選択する場合の「限度面積」については、次の算式により調整が必要となる。

$$\boxed{\text{「特定事業用宅地等」の面積}} \times \frac{200}{400} + \boxed{\text{「特定居住用宅地等」の面積}} \times \frac{200}{330} + \boxed{\text{「貸付事業用宅地等」の面積}} \leq 200\text{㎡}$$

4 「特定事業用宅地等」とは、相続開始の直前において、被相続人等の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等で、次の要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) 当該親族が、相続開始の時から相続税の申告期限までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること
- (2) 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること

5 「特定同族会社事業用宅地等」とは、相続開始の直前から相続税の申告期限まで、一定の法人の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等で、次の要件の全てを満たす被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) 当該法人の役員（法人税法2条15号に規定する役員（清算人を除く。））であること
- (2) その宅地等を申告期限まで有していること

[一定の法人の要件]

相続開始の直前において、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と特別の関係のある者が有する株式の総数又は出資の総額の50%超を有している法人（清算中の法人を除く。）であること

6 「特定居住用宅地等」とは、相続開始の直前において、被相続人等の居住の用（被相続人が老人ホーム

等に入所したことにより居住の用に供されなくなった場合において、一定の要件を満たすときは、当該入所により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。)に供されていた宅地等(当該宅地等が二以上ある場合には、一定の要件を満たす一の宅地等に限り。)で、当該被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に存する当該被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(当該建物の構造上区分された独立部分が当該親族の居住の用に供されている場合において、一定の要件を満たすときは、当該親族の居住の用に供されている部分を含む。)に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該建物に居住していること
- (2) 当該親族(当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限り。)が相続開始前3年以内に相続税法の施行地内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋(当該相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。)に居住したことがない者(制限納税義務者で日本国籍を有しない者を除く。)で、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること(当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族がいない場合に限り。)
- (3) 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること

7 「貸付事業用宅地等」とは、相続開始の直前において、被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等で、次の要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの(上記5の特定同族会社事業用宅地等に該当するものを除く。)をいう。

- (1) 当該親族が、相続開始の時から申告期限までの間に当該宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該貸付事業の用に供していること
- (2) 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の貸付事業の用に供していること

ハ 適用を受けるための手続

この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書を提出することが必要である(措法69の4⑥)。

また、原則として、申告期限までに、共同相続人又は包括受遺者により分割されていない特例対象宅地等については適用されないが、申告期限までに分割されなかった場合であっても、①申告期限後3年以内に分割された場合、②申告期限後3年以内に分割できないことについて特別の事情、例えば、遺産分割につき訴訟になっている場合において、税務署長の承認を受け、一定の期間内に遺産分割が行われたときは、その適用が受けられる(措法69の4④)。

【参考法令・通達番号】措通69の4-1～69の4-39

(2) 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例

イ 特例の趣旨

この特例は、森林施業の継続性を支援する観点から一定の森林経営計画の対象となる山林について課税の軽減を図るために設けられたものであり、被相続人の親族が被相続人から相続又は遺贈により取得した財産のうち森林経営計画の定められた区域内に存する立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）がある場合には、一定の要件を満たすときに限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算において、その財産の価額の一定割合を減額するというものである。

ロ 特例の内容

(イ) 特定計画山林相続人等（措法69の5②三）が相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により取得した特定計画山林でこの特例の適用を受けるものとして選択をしたもの（選択特定計画山林）について、その相続開始の時からその相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限まで引き続きその選択特定計画山林の全てを有している場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、5%を減額する（措法69の5①）。

(ロ) 特定計画山林相続人等の範囲

この特例の適用を受けることができる「特定計画山林相続人等」とは、次のA又はBに掲げる者をいう（措法69の5②三）。

A 相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林（措法69の5②一）を取得した個人で、相続開始の時から相続税の申告期限まで引き続き特定森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っていること等一定の要件を満たすもの

B 贈与により特定受贈森林経営計画対象山林（措法69の5②二）を取得した個人で、その贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について相続時精算課税適用者であること等一定の要件を満たすもの

(ハ) 特定計画山林の範囲

上記の「特定計画山林」とは、被相続人が相続開始又は贈与の直前に受けていた市町村等の認定に係る森林経営計画等の一定の立木又は土地等をいう（措法69の5②四）。

ハ 特例の併用等

この特例は、原則として、相続又は遺贈により財産を取得した者が、小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例（措法69の4①）の適用を受け、又は受けている場合には適用されない。

ただし、小規模宅地等の選択宅地等面積が200㎡未満である場合において、選択特定計画山林として選択をするときは、次の算式により算出した価額に達するまでの部分について、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができる（措法69の5④、⑤）

$$A \times \frac{200\text{㎡} - B}{200\text{㎡}}$$

A：特定森林経営計画対象山林及び特定受贈森林経営計画対象山林の価額
B：選択宅地等面積

4 相続時精算課税の適用財産価額の加算等

被相続人である特定贈与者から相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した者に係る相続税の課税価格は、次のとおりである。

(1) 相続又は遺贈により財産を取得した者である場合

相続又は遺贈により財産を取得した者については、被相続人である特定贈与者から相続時精算課税の適用を受ける贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とする（相法21の15①）。

この場合、加算する「贈与により取得した財産の価額」は、その財産の贈与時の価額による（基通21の15-2）。

(2) 相続又は遺贈により財産を取得しなかった者である場合

相続又は遺贈により財産を取得しなかった者については、被相続人である特定贈与者から相続時精算課税の適用を受ける贈与により取得した財産を、相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税価格を計算する（相法21の16①）。

この場合、課税価格は、贈与財産の贈与時の価額による（相法21の16③）。

（注）相続時精算課税については、第5章「相続時精算課税制度」（58ページ）を参照。

5 債務控除

(1) 債務

相続税の課税価格の計算上、相続人又は包括受遺者が負担した債務の金額は、取得財産の価額から控除される（相法13）。

イ 債務控除の対象となる債務とは

- ① 相続人又は包括受遺者が承継した債務であること（相法13①）
- ② 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）であること（相法13①）
- ③ 確実と認められるものであること（相法14①）

（注）被相続人の公租公課は、その死亡の際納税義務が確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった被相続人の所得に対する所得税額等である。ただし、相続人の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなった延滞税、加算税などの附帯税は除く（相令3）。

ロ 債務控除の対象とならない債務

被相続人の債務であっても、相続税の非課税財産である①墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの、②宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業の用に供する財産について、これらの取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、その財産を課税価格に算入しないこととの見合いで、控除しないこととされている（相法13③）。

例えば、被相続人が生前に購入した墓碑の未払代金は、債務控除の対象とはならない。

(2) 葬式費用

葬式費用は、相続税の課税価格の計算上、相続人又は包括受遺者が負担したものを

控除することとされている（相法13①二）。

葬式費用は、(1)の債務とは本質的に異なり、本来、遺族が負担すべきものであり控除できないようにみられるが、相続開始に伴う必然的出費であり、いわば相続財産そのものが担っている負担ともいえることを考慮して、控除することとされている。

イ 債務控除の対象となる葬式費用とは

相続税法では明確な範囲を規定していないが、次のものが葬式費用として控除できる。

- ① 葬式若しくは葬送に際し、又はこれらの前において、埋葬、火葬、納骨又は遺がい若しくは遺骨の回送その他に要した費用（仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用）
- ② 葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- ③ ①又は②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの
- ④ 死体の捜索又は死体若しくは遺骨の運搬に要した費用

ロ 葬式費用には該当しないもの

- ① 香典返れい費用
- ② 墓碑、墓地の購入費及び墓地借入料
- ③ 初七日、その他法要のための費用
- ④ 医学上、裁判上など特別の処置に要した費用

（注）制限納税義務者は、控除できる債務の範囲が制限されているほか、葬式費用についても控除対象とならない。

【参考法令・通達番号】

相基通13-1～13-6、14-1

6 相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた者の課税価格

(1) 規定の内容

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた財産（特定贈与財産を除く。）に限り、その贈与財産の価額（贈与時の価額）を相続税の課税価格に加算する（相法19）。

特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除（相法21の6）の対象となった受贈財産のうち、その配偶者控除に相当する部分（最高2,000万円）をいう（相法19②）。

（注）1 相続開始の年に被相続人から贈与により取得した財産で、相続税の課税価格に加算するのは、その年の贈与税の課税価格には算入しない（相法21の2④）。

2 加算する贈与財産に課税されていた贈与税は、算出した相続税額から控除（贈与税額控除）して二重課税を排除している。

3 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者に限り、贈与財産を加算するので、相続又は遺贈により財産を取得しなかった者（みなし相続財産を取得した者を除く。）が、贈与により取得した財産は、加算しない。

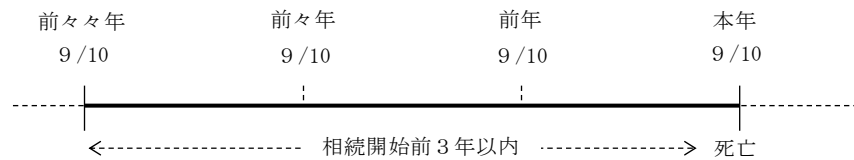
4 相続税の課税価格に加算した贈与財産の価額からは、債務控除はできない。

【参考法令・通達番号】

相基通11の2-5、19-1～19-5、19-9

(2) 相続開始前3年以内とは

その相続の開始の日から遡って3年目の応当日からその相続開始の日までの間をいう。



(3) 課税価格に加算する理由

贈与税が相続税の補完税としての役割をもつ意味においては、課税された贈与税は、贈与者の相続開始に係る相続税の課税上精算される必要があり、その趣旨に基づき、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算することとしたものである。

第6節 遺産に係る基礎控除額と相続税の総額

学習のポイント

- 1 遺産に係る基礎控除額は、どのように計算するのか。
- 2 相続税の総額は、どのように計算するのか。

1 遺産に係る基礎控除額

(1) 遺産に係る基礎控除とは

各相続人等の「課税価格の合計額」から控除する金額で、いわば相続税の課税最低限度額である。遺産に係る基礎控除額よりも課税価格の合計額が少ない場合には、相続税は課税されない。

(2) 遺産に係る基礎控除額の計算

遺産に係る基礎控除額は、次の算式により計算した金額である（相法15①）。

(算式)

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

なお、「法定相続人の数」は、第3章第4節3の(3)「非課税限度額を算定するときの『法定相続人の数』とは」（21ページ）で述べた法定相続人の数と同じである。

【参考法令・通達番号】

相法15②、③、相基通15-1～15-7

2 相続税の総額

(1) 相続税の総額とは

相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の税額である。

(2) 相続税の総額の計算

①被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者の課税価格の合計額から「遺産に係る基礎控除額」を控除した残額（課税遺産総額）を計算し、②この残額を「法定相続人の数」に応じた「法定相続分」（次のイ参照）により取得したものとしてあん分した各取得金額を計算し、③その各取得金額に「相続税の超過累進税率」（次のロ参照）を乗じて計算した金額を合計して、「相続税の総額」を算定する（相法16）。

イ 「法定相続人の数」に応じた「法定相続分」

「法定相続人の数」は、上記1(2)の「法定相続人の数」と同じであり、「法定相続分」とは民法の規定による法定相続分（民法900）及び代襲相続人の相続分（民法901）をいう。

「法定相続人の数」に応じた「法定相続分」の例を挙げれば、次のとおりである。

【例1】

〔法定相続人の数〕 4人（配偶者、長男、長女、二男）
 〔法定相続分〕 配偶者：1/2、長男・長女・二男：1/6

【例2】

〔法定相続人の数〕 4人（配偶者、長男、長女、二男）
 〔法定相続分〕 配偶者：1/2、長男・長女・二男：1/6

【例3】

(注).....▶ は、養子縁組を示す。
 〔法定相続人の数〕 3人（配偶者、長男、養子1人）
 〔法定相続分〕 配偶者：1/2、長男：1/4、養子1人：1/4

【例4】

(注).....▶ は、養子縁組を示す。
 〔法定相続人の数〕 4人（配偶者、孫2人、養子1人）
 〔法定相続分〕 配偶者1/2、養子（孫でない者）：1/6、養子（孫でもある者）：1/4、
 孫（養子でない者）：1/12

(注) 非嫡出子の相続分に係る平成25年9月4日付の最高裁判所の決定（違憲判断）に伴う相続税法の取扱いについては、【参考3】「相続税法における民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて（平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受けた対応）」（132ページ）を参照。

ロ 相続税の超過累進税率

相続税の総額を算定する際に、法定相続分に応じて取得したものとしてあん分した各取得金額に乗ずる相続税の超過累進税率は、次表のとおりである（相法16）。

法定相続分に応ずる取得金額	税率
1,000万円以下の金額の部分	10%
1,000万円を超え 3,000万円以下の金額の部分	15%
3,000万円を超え 5,000万円以下の金額の部分	20%
5,000万円を超え 1億円以下の金額の部分	30%
1億円を超え 2億円以下の金額の部分	40%
2億円を超え 3億円以下の金額の部分	45%
3億円を超え 6億円以下の金額の部分	50%
6億円を超える金額の部分	55%

相続税の超過累進税率は、上記のとおりであるが、実務上は、次のような速算表によって税額を算出している。

相続税の速算表（平成27年1月1日以降適用）

遺産に係る基礎控除額控除後の法定相続人の各取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

（注）速算表の使用方法

$$\text{法定相続分に応ずる各取得金額} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

【参考法令・通達番号】

相法16、相基通16-1、民法900、901

【設例】

相続人Aの法定相続分に応ずる取得金額を4,000万円として、相続税の超過累進税率を適用して、算出税額を計算しなさい。

【答】

$$(1000万円以下) \quad 10,000,000円 \times 10\% = 1,000,000円 \dots \textcircled{1}$$

$$(1000万円超3,000万円以下) \quad 20,000,000円 \times 15\% = 3,000,000円 \dots \textcircled{2}$$

$$(3,000万円超5,000万円以下) \quad 10,000,000円 \times 20\% = 2,000,000円 \dots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 6,000,000円 \text{となる。}$$

【解説】

実務上、法定相続分に応ずる各取得金額を、上記のように、階級別に分けて累進税率を乗じて算出することは、手数がかかるので「相続税の速算表」により算出することとしている。

上記、取得金額4,000万円の例では、

$$40,000,000円 \times 20\% - 2,000,000円 = 6,000,000円と計算する。$$

この場合の控除額2,000,000円は、一律に20%の率を乗ずることにより過大となる部分を調整するためのものである。

この過大となる部分は、次の計算により求められる。

(1000万円以下)

$$10,000,000円 \times (20\% - 10\%) = 1,000,000円 \dots\dots\dots ①$$

(1000万円超3,000万円以下)

$$20,000,000円 \times (20\% - 15\%) = 1,000,000円 \dots\dots\dots ②$$

$$① + ② = 2,000,000円$$

(参考)

相続人等	甲	乙	丙	各人の合計
本来の相続財産	①	②	③	①+②+③
みなし相続財産	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥(以下同じ)
債務・葬式費用	⑦	⑧	⑨	
3年内贈与加算	⑩	⑪	⑫	
課税価格 (千円未満切捨て)	①+④-⑦+⑩=⑬	②+⑤-⑧+⑪=⑭	③+⑥-⑨+⑫=⑮	イ
基礎控除	3,000万円+600万円×法定相続人の数			ロ
課税遺産総額	イ-ロ			ハ
法定相続分	ニ	ホ	ヘ	1
法定相続分に応ずる取得金額 (千円未満切捨て)	ハ×ニ=ト	ハ×ホ=チ	ハ×ヘ=リ	
相続税の総額の基となる税額	ト×税率	チ×税率	リ×税率	相続税の総額 (百円未満切捨て)

第7節 各相続人等の相続税額

学習のポイント

- 1 各相続人等の相続税額とは、どのようなものか。
- 2 あん分割合は、どのように計算するか。

1 各相続人等の相続税額

相続税の総額を誰がいくら負担すべきか、この負担の割合計算を行うことが必要になる。各相続人又は受遺者の相続税額（算出税額）は、相続税の総額を基に次により算出する（相法17）。

(算式)				
相続税 の総額	×	$\frac{\text{各相続人又は受遺者の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}}$	=	各相続人又は受 遺者の相続税額 (算出税額)
		$\underbrace{\hspace{10em}}_{\text{あん分割合}}$		

2 あん分割合

各相続人又は受遺者の課税価格が課税価格の合計額のうち占める割合（あん分割合）に小数点2位未満の端数が生じた場合には、各相続人等の全員が選択した方法により、その合計値が1になるように端数を調整して各相続人等の相続税額を計算して差し支えないものとされている。

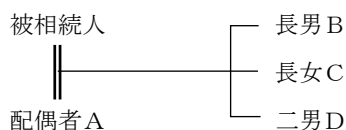
【参考法令・通達番号】

相基通17-1

(参考) (P34の参考の続き)

相 続 人 等	甲	乙	丙	各人の合計
相続税の総額の基となる税額	ト×税率	チ×税率	リ×税率	相続税の総額 (百円未満切捨て)
あ ん 分 割 合	⑬÷イ=ヌ	⑭÷イ=ル	⑮÷イ=ヲ	1
算 出 税 額	相続税の総額×ヌ=⑯	相続税の総額×ル=⑰	相続税の総額×ヲ=⑱	⑯+⑰+⑱

【設例】 各相続人等の相続税額の計算



被相続人は、財産12,000万円（債務と葬式費用控除後の金額）を残して死亡した。

配偶者Aが6,000万円、Bが2,400万円、Cが1,800万円、Dが1,800万円の財産を取得した場合の遺産に係る基礎控除の額及び相続税の総額並びに各相続人等の相続税額を計算しなさい。

【答】

1 遺産に係る基礎控除の額

$$3,000万円 + (600万円 \times 4人) = 5,400万円$$

2 課税遺産総額

$$12,000万円 - 5,400万円 = 6,600万円$$

3 相続税の総額の計算

各相続人の民法の規定（この設例の場合第900条）の相続分に応ずる取得金額は、

$$\text{配偶者A} \quad 6,600万円 \times 1/2 = 3,300万円$$

$$\text{B、C、D} \quad 6,600万円 \times 1/2 \times 1/3 = 1,100万円$$

となり、これに相続税の速算表の率を適用した金額を合計すると

$$\text{配偶者A} \quad 3,300万円 \times 20\% - 200万円 = 460万円$$

$$\text{B、C、D} \quad 1,100万円 \times 15\% - 50万円 = 115万円$$

$$460万円 + 115万円 \times 3人 = 805万円$$

4 相続税のあん分割合

(相続人)	(課税価格)	(課税価格の合計額)	(あん分割合)
A	6,000万円	÷ 12,000万円	= 0.50
B	2,400万円	÷ 12,000万円	= 0.20
C	1,800万円	÷ 12,000万円	= 0.15
D	1,800万円	÷ 12,000万円	= 0.15
あん分割合の合計			= 1.00

5 各相続人等の相続税額

(相続人)	(相続税の総額)	(あん分割合)	(各相続人等の相続税額)
A	805万円	× 0.50	= 4,025,000円
B	805万円	× 0.20	= 1,610,000円
C	805万円	× 0.15	= 1,207,500円
D	805万円	× 0.15	= 1,207,500円

第8節 各相続人等の納付すべき相続税額

学習のポイント

- 1 相続税額の加算とは、どのようなものか。
- 2 税額控除（贈与税額控除、配偶者に対する相続税額の軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、在外財産に対する税額控除）とは、どのようなものか。

1 相続税額の加算

被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人との血族関係の薄い者である場合や全く血族関係がない者である場合には、その財産の取得には偶然性が強く、また、被相続人が子を越えて孫に財産を遺贈する場合には、相続税の課税を1回免れることになるため、一定の財産取得者については、算出税額にその2割相当額を加算した金額をもってその者の納付すべき相続税額とされている（相法18）。

(1) 加算の対象者

次のいずれかに該当する者以外の者である。

イ 被相続人の一親等の血族

この場合の「一親等の血族」については、次の点に留意する。

- (イ) 被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む（相法18①かつこ書）。
- (ロ) 被相続人の直系卑属（代襲相続人である者を除く。）が被相続人の養子となっている場合のその養子（民法上被相続人の一親等の法定血族に該当する。）は含まれない（相法18②）。

ロ 被相続人の配偶者

(2) 加算額

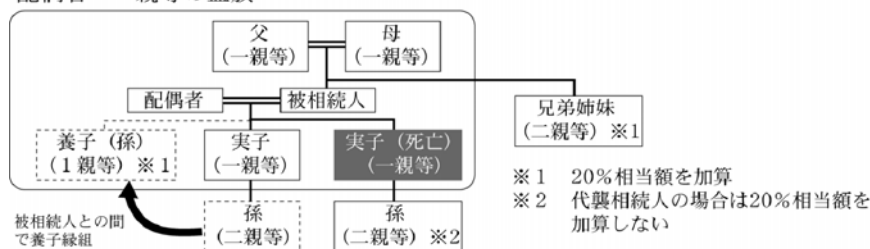
その者の算出税額の100分の20に相当する金額である。

なお、相続開始の時ににおいて上記(1)の「一親等の血族」に該当しない者が、相続時精算課税適用者である場合は、被相続人の一親等の血族であった期間内に被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産に対応する相続税額については、加算の対象とならない（相法21の15②、21の16②、相令5の2）。

【参考法令・通達番号】

相基通18-1～18-5

配偶者・一親等の血族



2 暦年課税分の贈与税額控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた財産の価額は、その者の相続税の課税価格に加算して相続税を計算することから、加算した贈与財産に課税されていた贈与税相当額を算出税額（上記1の相続税額の加算をした後の税額）から控除する（相法19①かっこ書）。これは、贈与財産に課された贈与税と相続税の課税価格への加算による相続税との二重課税を排除するものである。

【参考法令・通達番号】

相令4、相基通19-1～19-7

3 配偶者に対する相続税額の軽減

被相続人の配偶者については、その課税価格が、課税価格の合計額のうち配偶者に係る法定相続分相当額までである場合、又は、1億6,000万円以下である場合には、税額控除により納付すべき相続税額が算出されないこととされている。この税額控除を「配偶者に対する相続税額の軽減」という（相法19の2①）。

この軽減措置は、①配偶者による財産の取得は、同一世代間の財産移転であり、遠からず次の相続が生じて、その際、相続税が課税されることになるのが通常であること、②長年共同生活を営んできた配偶者に対する配慮、③遺産の維持形成に対する配偶者の貢献等を考慮して設けられたものである。

なお、相続又は遺贈により財産を取得した者が、隠蔽仮装行為に基づき相続税の申告をしていた（又はしていなかった）場合には、その隠蔽仮装行為による部分については、この規定は適用されない（相法19の2⑤、⑥）。

(1) 適用対象となる配偶者

この軽減措置の適用を受けられるのは、被相続人の配偶者であり、無制限納税義務者、制限納税義務者の別を問わない。また、配偶者が相続を放棄しても適用がある。

この配偶者は、法律上の婚姻の届出をした者に限られるから、いわゆる内縁の配偶者には適用がない。

(2) 軽減される配偶者の相続税額の算式

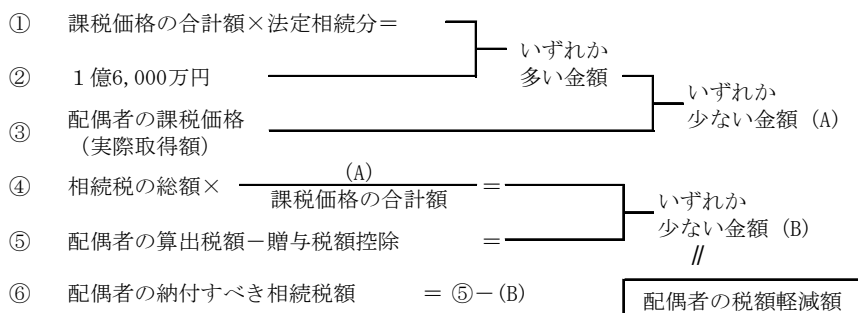
$$\text{相続税の総額（配偶者の隠蔽仮装行為に基づく金額を課税価格から除いて計算）} \times \frac{\text{次のイ又はロのうちいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額（配偶者の隠蔽仮装行為に基づく金額を除いた金額）}}$$

イ 課税価格の合計額（配偶者の課税価格に算入されるもののうち、隠蔽仮装行為に基づく金額を除く。）に配偶者の法定相続分（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続分）を乗じた金額又は1億6,000万円のいずれか多い金額

ロ 配偶者の課税価格（配偶者の課税価格に算入されるもののうち、隠蔽仮装行為に基づく金額を除く。）

【参考】

次により求めた金額(B)が、配偶者に対する相続税額の軽減額となる。



(3) 適用を受けるための手続

納付すべき税額の有無に関係なく、相続税の申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正請求書を提出することが必要である（相法19の2③）。

配偶者に対する相続税額の軽減の規定は、原則として申告期限までに遺産分割などにより配偶者が実際に取得したものに限り適用され、未分割の財産については、適用されない。

なお、申告期限までに遺産分割が行われなかった場合であっても、①申告期限後3年以内に遺産分割が行われた場合、②申告期限後3年以内に遺産分割ができないことについて特別の事情、例えば、遺産分割につき訴訟になっている場合において、税務署長の承認を受け、一定の期間内に遺産分割が行われたときはその適用が受けられる（相法19の2②）。

【参考法令・通達番号】

相令4の2、相基通19の2-1～19の2-19

4 未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人の法定相続人で、かつ、未成年者である場合には、その者の算出税額から満20歳に達するまでの1年につき10万円を乗じた金額を控除する（相法19の3）。

(算式)

$$10\text{万円} \times (20\text{歳} - \text{その未成年者の年齢}) = \text{未成年者控除額}$$

年数の計算に当たっては、20歳に達するまでの年数に1年未満の端数があるときは、これを1年として計算する。

(例) 20歳－15歳7か月＝4年5か月……………5年

$$10\text{万円} \times 5\text{年} = 50\text{万円} \text{ (控除額)}$$

したがって、満20歳に達するまでの年数を計算するには、20年からその未成年者の満年齢を控除すればよいことになる。

未成年者控除額は、まず、未成年者の算出税額から控除されるが、その者から控除しきれない控除不足額は、その者の扶養義務者（配偶者及び民法第877条に規定する親族をいう。以下同じ。）（相法1の2一）の相続税額から控除される。扶養義務者が2人以上いる場合は、扶養義務者全員の協議により定める。

（注）適用対象者

- ① 制限納税義務者以外の者であること
- ② 被相続人の法定相続人であること
- ③ 20歳未満であること

【参考法令・通達番号】

相令4の3、相基通1の2-1、19の3-1～19の3-6

5 障害者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人の法定相続人で、かつ、85歳未満の障害者である場合には、その者の算出税額から満85歳に達するまでの1年につき10万円（特別障害者は20万円）を乗じた金額を控除する（相法19の4）。

（算式）

障害者の場合 $10\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{その障害者の年齢})$
＝障害者控除額

特別障害者の場合 $20\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{その障害者の年齢})$
＝障害者控除額

年齢の計算に1年未満の端数があるときは、未成年者控除の場合と同様に、これを1年として計算する。

障害者控除の控除不足額が生じたときの取扱いも、未成年者控除の場合と同様である。

（注1）適用対象者

- ① 居住無制限納税義務者又は相続税法の施行地に住所を有する特定納税義務者であること
- ② 被相続人の法定相続人であること
- ③ 85歳未満の者で、かつ、障害者に該当すること

（注2）障害者・特別障害者

障害者（一般障害者）とは、精神又は身体に障害のある者で一定のものをいい、特別障害者とは、障害者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者など、精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものをいう。

【参考法令・通達番号】

相令4の4、相基通19の4-1～19の4-6

6 相次相続控除

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した場合に課税されることから、短期間に続けて相続の開始があった場合には、同一の財産についてその都度相続税が課税され、長期間にわたり相続の開始がなかった場合に比べ、著しい税負担の差異が生じる。

このため、10年以内に2回以上相続が開始し、相続税が課せられる場合には、前回の相続につき課せられた税額の一定割合相当額を、後の相続の際に課せられる相続税額から控除し、その負担の軽減

を図ることとしている（相法20）。

$$A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10} = \text{控除額}$$

(注) 1 上記算式中の $\frac{C}{B-A}$ の割合が $\frac{100}{100}$ を超えるときは $\frac{100}{100}$ として計算する。

2 算式中の符号は、次のとおりである。

- A：第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産につき課せられた相続税額
- B：第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産の価額（債務控除後）
- C：第二次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除後）
- D：第二次相続によりその控除対象者が取得した財産の価額（債務控除後）
- E：第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数（1年未満の端数は切捨て）

この場合、相次相続控除の適用を受けることができる者は、被相続人の相続人に限られ、相続人以外の者には適用されない。この相続人とは、民法に規定する相続人をいう。

したがって、相続を放棄した者及び相続権を失った者については、相続人ではないから、たとえその者が遺贈により取得した財産がある場合でも、この規定の適用はない。

(注) 適用要件

- ① 被相続人の相続人であること
- ② その相続の開始前10年以内に開始した相続によりその相続の被相続人が財産を取得していること
- ③ その相続の開始前10年以内に開始した相続により取得した財産について被相続人に対し相続税が課税されたこと

【参考法令・通達番号】

相基通20-1～20-4

7 在外財産に対する相続税額の控除（外国税額控除）

相続又は遺贈により法施行地外にある財産を取得した場合において、その財産に対して外国の法令により我が国の相続税に相当する税が課せられたときには、その課せられた相続税に相当する金額は、その者の算出税額から控除する（相法20の2）。

これは、いわゆる国際二重課税の緩和規定である。

(注) 控除対象者

外国税額控除の適用を受けることができる者は、次の要件に該当する者である。

- ① 相続又は遺贈（相続開始の年にその相続に係る被相続人から受けた贈与を含む。）により財産を取得したこと
- ② 取得した財産は、法施行地外に所在するものであること
- ③ 取得した財産について、その財産の所在地において相続税に相当する税が課税されたこと

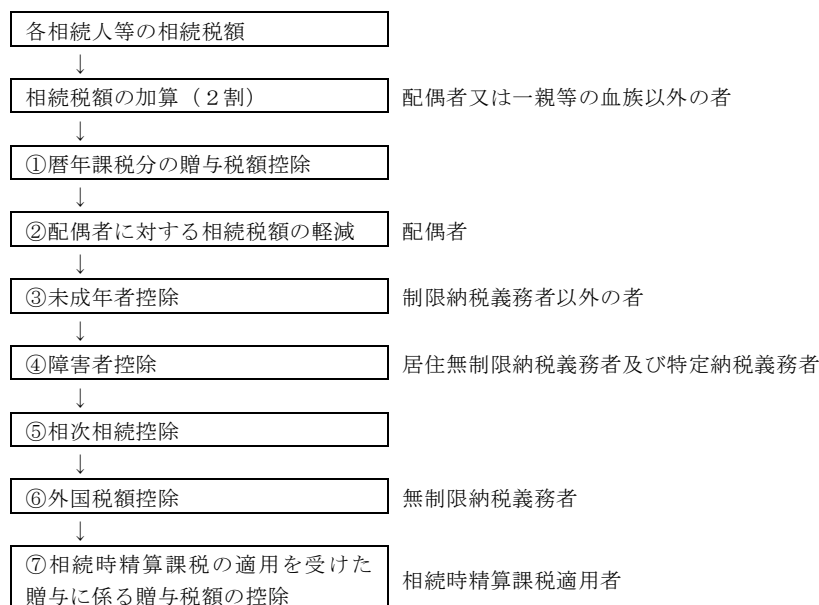
【参考法令・通達番号】

相基通20の2-1、20の2-2

8 相続時精算課税制度における贈与税額の控除

第5章「相続時精算課税制度」第3節（62ページ）参照。

9 相続税の税額控除等の順序



（注） ①から⑥までの控除においては、先順位の控除をして、相続税額が零となる場合又は当該控除の金額が控除しきれない場合は、後順位の控除をすることなく、その者の納付すべき相続税額は無いものとなる。

なお、⑦の控除において、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる（相法27③、33の2）。

【参考法令・通達番号】

相基通20の2-4